

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	郡浦地区 (前越)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、国道に近く高齢者が多い。農業者は少なくまた後継者もない。農地の区画は狭く、農道も狭く傷んでいる。果樹園放棄地の増加なども懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地間の移動や作物の運搬を考慮し、農道の整備を実施する。中間管理機構を活用し担い手への集積・集約を実現させ、作業の効率化をはかり収入の安定をめざす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇城市三角町大字前越の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 樹園地の集積
(2)農地中間管理機構の活用方針 中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 樹園地の整備
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農者の受け入れ
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業法人の設立

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

農道整備の整備(幅員の拡張)
柑橘のプラント化に取り組む。
荒廃農地の解消、共同で草刈りする。